

防衛省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成19年3月29日付け防官政第3297号による送付分）及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成19年8月30日付け防官政第8411号による送付分）における実績評価方式による4件の政策評価

イ 「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成19年3月29日付け防官政第3297号による送付分）及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成19年8月30日付け防官政第8411号による送付分）における事業評価方式による14件（事前5件、事後9件）（注）の政策評価

（注）送付を受けた41件の政策評価のうち、総合評価方式による政策評価（8件）及び研究開発を対象とした政策評価（19件）を除いた14件の政策評価。また、総合評価方式による政策評価及び研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」における実績評価方式による4件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

| 政策番号 | 政策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------------------------------|---|-----|------|------|-----|---------------|---|-----------------------------------|---|------------------------------------|---|
| | | 達成すべき目標 （「達成目標」） | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | | | | | |
| ○防衛庁における環境への配慮 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 環境への負荷低減 | ○ | 基本目標1 環境への負荷低減 保有する装備及び施設等の維持管理において、粉塵やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努める。 | P | / | | | | | | | | |
| | | ○ | 下位 平成16年度までに全ての一般公用目標1 車を低公害車に切り替える。 | | | | | | 1 | 低公害車保有率 (低公害車保有数 /一般公用車保有数) | P | 100% | ○ |
| 2 | オフィス活動における環境配慮 | ○ | 基本目標2 オフィス活動における環境配慮 オフィス活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減とリサイクルを積極的に進める。 | P | / | | | | | | | | |
| | | ○ | 下位 公用車で使用する燃料の量を現状目標2 (13'実績：以下同じ) 比で平成18年度までに概ね85%以下とする。 | | | | | | 1 | 公用車の燃料使用量 | P | 14,939GJ | ○ |
| | | ○ | 下位 用紙類の使用量を現状比で平成18年度まで増加させない。 | | | | | | 1 | 用紙類の使用量 | P | 1,274t | ○ |
| | | ○ | 下位 事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成18年度までに概ね90%以下とする。 | | | | | | 1 | 事務所の単位面積当たりの電気使用量 | P | 118.4kwh/m ² | ○ |
| | | ○ | 下位 エネルギー供給設備で使用する燃料の量を現状比で平成18年度まで増加させない。 | | | | | | 1 | エネルギー供給設備で使用する燃料の量 | P | 855,731GJ | ○ |
| | | ○ | 下位 事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成18年度までに90%以下とする。 | | | | | | 1 | 事務所の単位面積当たりの上水使用量 | P | 1.52m ³ /m ² | ○ |
| | | ○ | 下位 事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成18年度までに概ね75%以下とする。 | | | | | | 1 | 事務所から排出される廃棄物の量 | P | 2,672t | ○ |
| | | ○ | 下位 廃棄物中の可燃物の量を現状比で平成18年度までに概ね60%以下とする。 | | | | | | 1 | 廃棄物中の可燃物の量 | P | 1,271t | ○ |
| 3 | グリーン調達 の推進 | ○ | 基本目標3 グリーン調達の推進 物品やサービスの調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進める。 | P | / | | | | | | | | |

| 政策番号 | 政策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | |
|-------------------|------------------|-------------------------------------|--|-----|------|-----------------------------------|-----|---------------|---|
| | | 達成すべき目標 （「達成目標」） | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | |
| | | ○ | 下位 環境物品等の調達に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛庁の調達方針に従い調達を推進する。 | | 1 | 特定調達物品等の調達率 （特定調達物品等の調達量／総調達量） | P | 100% | ○ |
| ○建設工事等における電子入札の推進 | | | | | | | | | |
| 4 | 建設工事等における電子入札の推進 | ○ | 基本目標 防衛施設建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札に参加する企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化によるコスト削減を図るため、また、談合等の不正行為の起こりにくい環境を作るとの観点から、インターネット環境を利用した電子入札を推進する。 | P | / | | | | |
| | | ○ | 下位 平成19年度までに、防衛施設建設工事等の電子入札件数の割合を100%とする。 | 1 | | | | | |
| 合計 | 4政策 | ○=4 ○=10 | P=4 | 10 | P=10 | ○=10 | | | |

- (注) 1 防衛省の「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|--|--|
| 「政策番号」欄 | 評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。 |
| 「政策」欄 | 評価の対象とされた政策の名称を記入した。 |
| 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄 | <p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p> |
| 「達成すべき目標（達成目標）」欄 | 評価書の「基本目標」欄又は「下位目標」欄に記載されている達成目標を記入した。 |
| 「目標分類」欄 | <p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p> |
| 「測定指標」及び「指標数」欄 | 「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。 |
| 「指標分類」欄 | <p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p> |
| 「目標値」欄 | 「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。 |
| 「指標の目標値等の設定の有無」欄 | 各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。 |

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

| ○アウトカム指標 | |
|---|---|
| 行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率 |
| ○アウトプット指標 | |
| アウトカム指標以外のもの | |
| ① 行政の活動そのもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数 |
| ② 行政活動により提供されたモノやサービスの量 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数 |
| ③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数 |
| ④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合 |
| ⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数 |

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 19 年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」における事業評価方式による 5 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

| 整理番号 | 政策 | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|-----------------------|---|--------------------------|---|
| 1 | 次期固定翼哨戒機（P-X） | ○ 国産ターボファンエンジンの導入による飛行性能の向上、潜水艦探知能力の向上、レーダー・光学センサーの能力向上、攻撃能力の向上、自己防衛機能の向上等多岐にわたって能力が向上し、軍事科学技術の発展の趨勢に対応した性能向上型P-Xを導入することにより、新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動等に実行的に対応する能力を維持向上させる。 | △ 開発段階における各種試験及び運用試験時に実施 | ○ 各種試験及び作戦運用における効果的な用法の確立により、P-Xの能力について確認する。 |
| 13 | 佐世保海軍施設家族住宅（低・高層）整備事業 | ○ 佐世保地区における慢性的な住宅不足及び老朽化が著しく維持補修を強いられ多大な労力を要し、居住者の日常生活に支障を来している状況を解消し、米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保を図る。 | ○ 工事完了後直ちに実施 | ○ 施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認する。 米側においても完成検査と同様の確認を行う。 |
| 14 | 横瀬貯油所整備施設（船艇）整備事業 | ○ 崎辺海軍補助施設周辺地域への騒音問題の解消及びL C A C施設の整備環境の確保を図る。 | ○ 工事完了後直ちに実施 | ○ 施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認する。 米側においても完成検査と同様の確認を行う。 |
| 15 | トリイ通信施設管理棟（司令部）整備事業 | ○ 既存施設の老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況を解消し、在沖米陸軍の適正な部隊管理業務環境の確保を図る。 | ○ 工事完了後直ちに実施 | ○ 施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認する。 米側においても完成検査と同様の確認を行う。 |
| 16 | 嘉手納飛行場教育施設（訓練）整備事業 | ○ 既存施設が狭隘なため適正な教育活動が行えない状況、及び老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況を解消し、在沖米空軍の適正な教育環境の確保を図る。 | ○ 工事完了後直ちに実施 | ○ 施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認する。 米側においても完成検査と同様の確認を行う。 |
| 合計 | | ○=5 | ○=4 △=1 | ○=5 |
| (備考) | | | | |

(注) 1 防衛省の「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|-----------------|---|
| 「整理番号」欄 | 評価書の記載番号に基づき記入した。 |
| 「政策」欄 | 評価の対象とされた政策の名称を記入した。 |
| 「得ようとする効果の明確性」欄 | <p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「検証を行う時期の特定」欄 | <p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「効果の把握の方法の特定性」欄 | <p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p> |

4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

（2）審査の結果

「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」における事業評価方式による9件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

| 整理番号 | 政策 | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 |
|------|--------------------------|--|--|----------------------|
| 後9 | 矢臼別演習場周辺ドライブ道路改良舗装事業 | ○ 車道幅員を拡幅することにより、自衛隊車両と一般車両のすれちがいや安全かつ円滑にする。舗装することにより、自衛隊車両の走行による牧草地に対する砂塵飛散を防止する。 | ○ 一般車両や農作業車と自衛隊車両とのすれちがい困難による交通障害の発生、及び砂塵飛石等の障害が発生し酪農等への影響が生じているとの苦情等はない状況にあった。 | ○ |
| 後10 | 三沢飛行場における管理棟（施設）整備事業 | ○ 老朽化した既存施設を建て替えることにより、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況及び事務室、整備室、倉庫等が狭隘なため、一部作業車両を屋外で保管・整備していた状況を解消する。また、必要な規模の建物8棟等に集約することにより、部隊内の情報伝達の短縮化等による業務の効率化を図る。 | ○ 老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況が解消及び基地内施設の建設・維持等業務に必要な面積が確保された。また、建物を集約することにより、部隊内の情報伝達の短縮化等が図られ、業務の迅速化及び正確性の向上等が図られた。 | ○ |
| 後11 | 吾妻倉庫地区における貯油施設整備事業 | ○ 老朽化した既存タンクを建て替えることにより、度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況、及び漏油による周辺海域への環境汚染が生じるおそれがあるなど効率的な業務に支障を来した状況を解消し、在日米軍が使用する航空機燃料等の管理業務の安全の確保を図る。 | ○ 老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況、及び漏油による周辺海域への環境汚染が生じるおそれがあるなど効率的な業務に支障を来した状況が解消され、在日米軍が使用する航空機燃料等の管理業務の安全の確保が図られた。 | ○ |
| 後12 | 横須賀海軍施設における棧橋整備事業 | ○ 老朽化した既存岸壁を改修することにより、老朽化が著しく安全上問題があった状況を解消する。また、これまでの米軍艦船の使用にとって、長さ等が不足し、特に空母キティ・ホークの係留、整備、補給等に支障を来していた状況を改善し、米軍艦船の棧橋使用時における業務の効率化を図る。 | ○ 老朽化が著しく安全上の問題があった状況が解消された。また、これまでの米軍艦船の使用にとって、長さ等が不足し、特に空母キティ・ホークの係留、整備、補給等に支障を来していた状況が改善され米軍艦船の棧橋使用時における業務の効率化が図られた。 | ○ |
| 後13 | 相模原住宅地区における家族住宅整備事業 | ○ 老朽化した既存施設を建て替えることにより、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況を解消し、米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保を図る。 | ○ 老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況が解消され、米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保が図られた。 | ○ |
| 後14 | 佐世保海軍施設における運動施設（体育館）整備事業 | ○ 体育室等が狭隘であるため、使用制限を受け十分な訓練が行えない状況及び老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要した状況を解消し、米軍人・軍属の体力の維持向上を図る。 | ○ 体育室等が狭隘であるため、使用制限を受け十分な訓練が行えない状況及び老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要した状況が解消され、米軍人・軍属の体力の維持向上が図られた。 | ○ |

| 整理番号 | 政策 | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 |
|------|-----------------------|--|--|----------------------|
| 後15 | キャンプ瑞慶覧における倉庫（一般）整備事業 | ○ 老朽化した既存施設を建て替えることにより、雨漏り等により消耗品の適正な保管ができない状況及び既存施設が狭隘であるために各部隊の需要に対して十分な消耗品を供給することができない状況を解消し、消耗品の供給及び保管業務の効率化を図る。 | ○ 消耗品の適正な保管に必要な環境、並びに各部隊への消耗品の供給及び保管業務に必要な面積が確保され、消耗品の供給及び保管業務の効率化が図られた。 | ○ |
| 後16 | ホワイト・ビーチ地区における棧橋整備事業 | ○ 既存棧橋を拡幅することにより、補給物資の積み降ろし業務時に乗組員、作業員、車両及び器具等で輻輳し、車両の方向転換等がでず棧橋からの出入りに時間を要するなど、効率的な業務が行えない状況を解消し、船舶の寄港時における補給物資の積み降ろし業務の効率化を図る。 | ○ 補給物資の積み降ろし業務に必要なスペースが確保され、既存施設の作業スペース不足による問題が解消され、船舶の寄港時における補給物資の積み降ろし業務の効率化が図られた。 | ○ |
| 中1 | 観測ヘリコプター（OH-1） | ○ 敵の地对空火力及び戦闘ヘリコプターの脅威下、地上偵察では対応できない地域における敵情偵察、目標情報の収集を実施するとともに、対戦車ヘリコプター等との連携時において情報収集、ヘリ部隊の指揮・統制を行う。 | ○ 部隊の偵察・警戒、機上指揮・統制等の訓練や、地震発生時等における情報収集、夜間の探索等に使用し、任務を安全かつ効果的に遂行している。 | ○ |
| 合計 | | ○=9 | ○=9 | ○=9 |
| (備考) | | | | |

(注) 1 防衛省の「平成18年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成19年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|-------------------------|--|
| 「整理番号」欄 | 評価書の記載番号に基づき記入した。 |
| 「政策」欄 | 評価の対象とされた政策の名称を記入した。 |
| 「得ようとした効果の明確性」欄 | <p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「把握された効果の明確性」欄 | <p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p> |
| 「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄 | <p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p> |